

組合ホームページでも随時
情報発信中ですので是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



12月

...師走...



年の瀬を迎え、寒さも徐々に身に染みるようになってきました。インフルエンザも流行っていますので、皆様も体調管理に十分お気を付けください。

今月も「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」では活発な議論が行われ、11月24日の会議において最終報告書がとりまとめられました。

今号も会議の内容につきまして新たな内容と変更点についてお伝えさせていただきます。

◎今後の技能実習制度はどうなるの? (第9回)

CHECK!!



▶技能実習制度の見直しに当たっての基本的な考え方

◆**新たな制度は人材の確保と育成を目的とし名称を「育成就労制度」**に変える。

●見直しにあたっての3つの視点 (ビジョン)

国際的にも理解が得られ、日本が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人々が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

●見直しに当たっての4つの方向性

1. **技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しをする**
2. **外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図る**
3. **人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じる**
4. **日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指す**

●留意事項

1. **現行制度の利用者等への配慮**
見直しにより、現行の技能実習制度・特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細やかな配慮をする
2. **地方や中小零細企業への配慮**
人手不足が深刻な地方や中小零細企業においても、人材確保が図られるように配慮する

▶10月公表の内容からの変更点 (赤字部分が変更点)

- ・受入れ対象分野は、**現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し**、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- ・転籍前機関の初期費用負担につき、**正当な補填が受けられるよう**措置を講じる。
- ・**受入れ機関ごと**の受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等要件設定。
- ・季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を**検討する**。
- ・**本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討する**。

◆技能実習生とよりよい関係を築くために (第8回)

🔗技能実習生同士のトラブルは早いうちに対応を

同期・先輩・後輩等、複数の技能実習生が所属する場合や、近隣の他の技能実習生等と付き合いがある場合、人間関係のトラブルが発生してしまう場合があります。

仕事上でのコミュニケーションにも支障がある場合、早めに対応を行わないと、人間関係の溝が大きくなり、業務そのものにも影響が出る場合があります。

解決に向けては、第三者が立ち会ったうえで、話し合いを行い、改善を図る必要があります。そのタイミングは早ければ早いほど良いです。

人間関係のトラブルについては、技能実習生本人からはなかなか言い出しづらいことも多いかと思しますので、違和感を感じた場合には話を聞いてみるなどの対応を試みてください。対応の際には組合担当者にも遠慮なくご連絡してください。

ぎくしゃく
した人間関係
は早めに解決



■技能実習生の外出報告について

技能実習生が、遠出や宿泊を伴うような外出する場合には、事前に許可を得るように指導をお願いいたします。買い物など、日々の活動までは報告の必要はありませんが、遠出や宿泊を伴う場合、外部の人間の車を利用したりすることが考えられます。

外部の人間なかには、友人と称した不法滞在者や犯罪者などが無免許・無保険で車を使っている場合もあり、事故や犯罪に巻き込まれる可能性があります。そうすると技能実習にも支障をきたすことにもなります。技能実習生には、犯罪を未然に防止するための措置であることもあわせてご説明ください。



親類縁者や友人などと会う、近所の同期・同郷の実習生などが集まって食事会をするなどを規制するものではありませんが、実習生が頻繁に普段見かけない車などで外出しているなどの状況が分かった場合、早い段階での確認をしていただくようお願いいたします。

◎組合による定期監査を実施いたしました (2023年11月度)

11月6日から15日まで実施した「組合による監査」につきまして実習実施者の皆様、監査へのご協力ありがとうございました。次回監査は2月を予定しております。



▶時間外労働45時間超の場合、月ごとに軽微変更届の作成が必要です

月の残業時間が45時間を超える場合には、技能実習計画の「軽微変更届」を提出する事が義務付けられています。組合への連絡と出勤簿(実習日誌)の提出をお願いいたします。

▶時間外労働が60時間を超えた際の割増賃金は50%となります

月の残業時間が60時間を超える部分の割増賃金額は25%ではなく50%となります。不足している場合は未払い扱いとなりますので計算の際にはご注意ください。

▶給与支給に関して変更がある場合には変更手続きが必要となります

技能実習生への給与支給額・支給日等が変更となった場合には変更届が必要となります。

▶技能実習に関する書類の作成については日々実施をしてください

組合による監査以外にも、事前告知なしで外国人技能実習機構による実地検査や出入国管理庁等の監査も随時実施されますので、日頃からの準備を欠かさないようにしてください。

■今後の行事予定

12月4日(月)	技能実習生配属 (ベトナム・インドネシア)	12月5日(火)	入国前説明会 場所：組合事務所2F
12月4日(月)	技能評価試験(鉄工・上級) 場所：(株)小松製作所	12月11日(月)	技能実習生入国(インドネシア)